

報告第十五号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和二年九月十七日

江戸川区長 齊藤 猛

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立瑞江第三中学校 改築に伴う電気設備工事	カイデン・隆建設共同企業 体 代表者 株式会社カイデン 代表取締役 川村 廣	元.7.2 (624 日間)	円 376,750,000	今回 2.6.1	円 384,934,000(8,184,000) (2.2%)	学校の安全性の向上のため、 職員室等に設置する空調設備 を停電に対応する仕様に変更 したこと等による増
	江戸川区立瑞江第三中学校 改築に伴う機械設備工事	三光・乗田・昭興建設共同企 業体 代表者 三光エンジニアリング株 式会社 代表取締役 五十嵐 隆	元.7.2 (624 日間)	円 594,000,000	今回 2.6.1	円 628,364,000(34,364,000) (5.8%)	学校の安全性の向上のため、 職員室等に設置する空調設備 を停電に対応する仕様に変更 したこと、中圧ガス設備の施 工を追加したこと等による増
土 木 工 事	松本橋架替工事(その5)	株式会社細田組 代表取締役 細田 正隆	元.7.2 (271 日間)	円 458,700,000	今回 2.7.17	円 468,051,100(9,351,100) (2.0%)	土質調査の調査箇所数を増 加したこと、一部の浚渫土の 処分先を変更したこと等によ る増